

留衛監第15号
令和5年6月26日

留萌南部衛生組合
組合長 中西俊司様

留萌南部衛生組合

監査委員 武田浩一

監査委員 杉本弘幸



令和5年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、その旨を通知願います。

(監査事務局 監査係)

令和 5 年度

監査報告書

定期監査

留萌南部衛生組合監査委員

令和 5 年 6 月

定期監査報告

1 監査の対象

留萌南部衛生組合

2 監査の実施期間

令和5年4月10日から令和5年6月23日まで

3 監査の範囲

令和4年度に支出した委託料の支出事務

4 監査の着眼点

留萌南部衛生組合の委託料の支出事務全般を把握し、合規性、効率性などの視点から総合的な評価を行った。

5 監査の方法

留萌南部衛生組合に対し、あらかじめ監査範囲の関係書類、帳簿等の提出を求め、関係書類、帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況、内容等の説明を受け実施した。

6 監査の実施場所

監査事務局

7 監査の結果

(1) 調書等による支出業務の状況

事務の内容を把握するために作成した調書14件は次のとおりである。

委託業務名	契約金額	契約根拠法令 (地方自治法施行令)
し尿処理施設維持管理運営業務委託	74,580,000	第167条の2 第1項第2号
火葬場維持管理運営業務委託	13,160,400	第167条の2 第1項第6号
留萌市内一般廃棄物収集運搬業務委託	121,715,000	第167条の2 第1項第2号

委託業務名	契約金額	契約根拠法令 (地方自治法施行令)
増毛町内一般廃棄物収集運搬業務委託	40,260,000	第167条の2第1項第2号
小平町内一般廃棄物収集運搬業務委託	51,570,200	第167条の2第1項第2号
指定ごみ袋等保管配達業務委託	2,714,800	第167条の2第1項第2号
最終処分施設維持管理運営業務委託	43,890,000	第167条の2第1項第6号
最終処分施設トラックスケール検定業務委託	242,000	第167条の2第1項第2号
生ごみ処理施設トラックスケール 検定業務委託	383,900	第167条の2第1項第1号
資源化施設トラックスケール検定業務委託	242,000	第167条の2第1項第2号
生ごみ処理施設計量等業務	6,160,000	第167条の2第1項第6号
小型家電運搬業務委託	単 297,000	第167条の2第1項第2号
小型家電処理業務委託	単 1,440,010	第167条の2第1項第2号
有害鳥獣焼却施設維持管理運営業務委託	4,895,000	第167条の2第1項第2号

※ 単は単価契約であり、金額は支出総額を記載している。

(2) 支出業務の監査結果

監査の結果、事務処理の過程、内容については、概ね適正と認めるが、次とおり改善を要する点が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき個別事項については、6月23日に実施した講評の中で指導しており記述を省略する。

① 契約の根拠について

随意契約の根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号によらなければならぬが、随意契約の根拠が不適正なもの、具体性に欠けるもの、条項に誤りがあるものが見受けられた。

適正で客観的に判断できる理由を記載するよう望む。

② 契約書について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第8号に規定する「契約解除」について規定されていない。

また、留萌南部衛生組合契約規則第30条第3項で、契約書に記載しなければならない事項を定めているが、「監督及び検査」、「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」、「危険負担」、「契約不適合責任」、「契約に関する紛争の解決方法」について定めていないものが見受けられた。原則記載しなければならない事項であるため、法令に基づく適正な契約書の作成を望む。

8 まとめ

本年度の定期監査において、委託料の支出事務全般を把握し、合規性や効率性等の視点から総合的に監査を行ったところ、概ね適正な事務処理であることを確認した。

今後の事務処理においては、上記指摘事項及び講評で述べた事項について速やかに改善し、より一層の適正な事務の執行を要望する。

また、地方自治法第2条第14項に規定する、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、その重要性を再認識し、公平で公正な効率の良い事務処理に努められたい。